

31 監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

令和元年9月6日

愛知県監査委員	篠田 信示
同	川上 明彦
同	山内 和雄
同	森下 利久
同	坂田 憲治

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わず、抜き打ちで監査実施機関に赴き、財務に関する事務の執行を対象に、現物や現場を確認し、会計書類の内容を確認するとともに、関係職員から聴き取りを行う。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監査実施日	監査実施機関
令和元年5月20日	保健医療局 衣浦東部保健所
令和元年5月29日	教育委員会 津島北高等学校
	警察本部 津島警察署
令和元年5月30日	農業水産局 農業総合試験場
令和元年6月20日	教育委員会 三谷水産高等学校
令和元年7月8日	総務局 東三河総局

4 監査の結果

注意改善を必要とする事項はなかった。